

渡 部 純 三 局 長	御起立願います。礼。御着席ください。
池田友邦会長代理	ただ今より、第 251 回総会を開会いたします。 本日は、市議会が開会中のため寺井会長が不在ですので、会長代理の私が進行させていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には生石地区の崎山委員と新浜地区の森委員のお二人にお願いいたします。 本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 8 号までの 8 件の議案が提出されておりますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第 1 号から第 3 号までを議題といたします。 事務局から説明を求めます。
伊賀上大輔次長	それでは、議案第 1 号と議案第 2 号を御報告いたします。 令和 6 年 6 月 26 日から令和 6 年 7 月 25 日までに専決処理した案件は 4 条届出が 6 件、5 条届出が 21 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第 3 号を御報告いたします。 1 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が転用目的として売却するとしております。離作補償を支払うとしております。 以上でございます。
池田友邦会長代理	以上で、説明は終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。

池田友邦会長代理	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号、「農地法第３条許可申請」について議題とします。 事務局の説明を求めます。
伊賀上大輔次長	御手元に審査基準１号から６号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、あわせて御覧ください。それでは、御説明いたします。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件４件を一括にて御説明いたします。 ６ページの５番、７ページの９番、９ページの１３番、１６番の譲受人は新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 １番、譲受人は、農地約８３アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ２番、譲受人は、農地約１アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ３番、４番は、譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。譲受人は、農地約２９アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ６番、譲受人は、農地約６７アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ７番、譲受人は、農地約７アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ８番、譲受人は、農地約３３４アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 １０番、譲受人は、農地約２８アールを耕作する農家でございます。この度、耕作

	便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 11 番、本件は、申請人の申出により、取下げとなりました。 12 番、譲受人は、農地約 28 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 14 番、本件は、申請人の申出により、取下げとなりました。 15 番、譲受人は、農地約 47 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
池田友邦会長代理	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 新規農業の案件は 4 件で、5 番、9 番、13 番、16 番であります。 5 番は、所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。
藤 岡 正 勝 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、拓南地区にお住まいで、この度、申請地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。大学の農学部にて 4 年間在学し、海外での農作業経験もあるとのこと。また、栽培方法などでわからないことは、知人の農業経験者に指導を仰ぐとのこと、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。
池田友邦会長代理	ありがとうございます。 9 番は、所在地が興居島地区でありますので、山岡委員から説明をお願いします。
山 岡 欣 也 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありました 9 番の案件について、申請人は、泊町にお住まいで、この度、同地区内の申請地を贈与により譲り受け、新規に農業を始めたい

	と申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。
池田友邦会長代理	ありがとうございます。 続きまして、13番は、所在地が難波地区でありますので、篠原委員から説明をお願いします。
篠原 武 司 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました13番の案件について、本件譲受人は、難波地区の農地を取得し、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
池田友邦会長代理	ありがとうございます。 続きまして、16番は、所在地が西中島地区でありますので、福田委員から説明をお願いします。
福田 信 次 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありました16番の案件について、申請人は、吉木地区にお住まいで、この度、同地区内の申請地を売買により譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほど、よろしくお願いいたします。
池田友邦会長代理	ありがとうございます。

	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
池田友邦会長代理	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。 事務局の説明を求めます。
山岡美明副主席	それでは、御説明いたします。 1番、本件受人は、西条市に本社を構え、久米地区に支店を置き、主に引越し等の運送業を行う法人です。松山支店の建替えを機に、リフォームや解体業及び有価資源の回収に力を入れることになったことに加え、現在契約している貸駐車場を解約することとなったため、申請地を露天駐車場及び露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 2番、3番は、譲渡人と権利設定が違うため、2本に分かれた申請となっておりますが、同一目的の申請ですので、一括して御説明いたします。本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、伊予鉄道平井駅から、おおむね500メートル以内に位置することから、第2種農地と判断されます。 4番、本件受人は、理容店に勤務する理容師です。この度、勤務先を退職し、独立することとなり、自宅に隣接する申請地に店舗、理容店を建築したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、伊予鉄道梅本駅から、おおむね500メートル以内に位置することから、第2種農地と判断されます。

池田友邦会長代理	5 番、本件は、申請人都合による本人保留でございます。 6 番、本件受人は、浮穴地区に本店を置き、建築業や不動産業等を行う法人です。現在、木材の伐採運搬加工販売業も行っていますが、近年、木材加工品の受注が増加し、新たな置場の確保が必要となったことから、申請地を露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、松山市役所久谷支所出口出張所から、おおむね 300 メートル以内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。 7 番、本件受人は、久米地区にて歯科医院を運営しています。現在、敷地内に内科医院も併設していますが、患者の増加に伴い、新たに歯科医院を建築することとなりました。建築予定地が、現在、利用しているスタッフの駐車場であるため、歯科医院に近い申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 8 番、本件受人は、拓南地区に事務所を構え、土木工事等を行う個人事業主です。現在、借りている資材置場を所有者の都合で返却しなければならなくなったため、申請地を露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 9 番、本件受人は、生石地区にて自動車の販売及び修理業等を行う法人です。現在、既存の駐車場が手狭となっており、業務に支障が出ています。そこで、新たに露天駐車場を確保したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、松山外環状道路の出入口から、おおむね 300 メートル以内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 以上でございます。 それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 1 番の案件は、1,000 平方メートルを超える案件で、所在地が小野地区でありますので、和田委員から説明をお願いします。
----------	--

和田 淳一 委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、主に引越し等の運送業を営む法人でございます。今般、北久米町の新社屋を建替えることにより、社員用の駐車スペースが不足することになった、また、解体業やリフォーム事業を強化することになったことに伴い、新たに露天駐車場及び露天資材置場が必要となったため、申請に及んだものです。なお、申請地が車の通行量の多い、国道の交差点近くということで、車両の出入り等について支障はないのかなど、地区審査で確認したところ、問題ないこと及び法人の責任において周辺の交通に支障を及ぼすことがないよう十分配慮するとの申出があったことから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
池田友邦会長代理	ありがとうございます。 次に、9番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で、所在地が生石地区でありますので、崎山委員から説明をお願いします。
崎山 孝司 委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、車両の販売・整備事業を営んでいます。現在、大型車両を保管する駐車場が不足しているため、申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。地元土地改良区とも協議済みであり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
池田友邦会長代理	ありがとうございます。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。

池田友邦会長代理	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事へ送付させていただきます。 次に、議案第6号、「令和6年度第5号農用地利用集積計画」について議題とします。 事務局の説明を求めます。
越智徹主査	それでは、御説明させていただきます。 本日の案件20件の内、使用貸借権の設定は17筆、賃借権が2筆、所有権移転が25筆で、設定総面積は2万9,508平方メートルです。 その内訳は、新規が15筆、更新が4筆、売買が16筆、贈与9筆となっています。 利用権設定について、設定欄が「更新」または「再設定」となっているものは、これまでも利用権を設定していたものになりますので、「新規」のみ説明させていただきます。 12ページ、番号4の譲受人は、約427アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 12ページ、番号5の譲受人は、約37アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 13ページ、番号6、番号7、番号8の譲受人は、新規参入の農地所有適格法人で中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 13ページ、番号9の譲受人は、約30アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 14ページからは所有権移転になりますので、譲受人単位で説明させていただきます。 番号10、番号11の譲受人は、約119アールを耕作する農業者で、田を売買によ

池田友邦会長代理	り取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 12、番号 13 の譲受人は、約 154 アールを耕作する農地所有適格法人で、畑と樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 14 の譲受人は、約 93 アールを耕作する農業者で、田と畑を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 15 の譲受人は、約 41 アールを耕作する農地所有適格法人で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 16 の譲受人は、約 246 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 17 の譲受人は、約 68 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 18 の譲受人は、約 174 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 19 の譲受人は、約 240 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 20 の譲受人は、約 257 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、松山市の公告日は、令和 6 年 8 月 16 日となっております。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いします。 以上で、説明が終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
-----------------	--

池田友邦会長代理	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第7号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局の説明を求めます。
伊賀上大輔次長	それでは、御報告いたします。 令和6年6月26日から、令和6年7月25日までに、専決処理した案件は23件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
池田友邦会長代理	以上で、説明は終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
池田友邦会長代理	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 最後に、議案第8号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 本日、御審議をいただく案件は、2件でございます。 番号1は、興居島地区、番号2は、睦野地区となっておりますので、私からそれぞれの状況を御説明させていただいた後、それぞれ対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについて

	ての御審議をお願いします。対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。御手元に現地の状況を取りまとめた資料を御配りしていますので、御覧ください。 まず、番号1から御説明いたします。 番号1は、令和6年6月24日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。申請人から事前相談があった段階で、令和6年6月20日に所在地である興居島地区の山岡欣也委員と山岡勝利推進委員、新浜地区の森一成委員に事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。 2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。 3から4ページは、登記簿の写しです。 5、6ページは、公図の写しです。 7から10ページは、対象地を撮影した写真です。 次に、番号2は、令和6年7月19日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地判断を依頼してきたものです。申請人から事前相談があり、令和6年7月19日に、所在地である東中島地区の松村博信委員と徳山年春推進委員、西中島地区の森政彦推進委員に事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。 12ページは、対象地を記載した地図の位置図です。 13ページは、登記簿の写しです。 14ページは、公図の写しです。 15から17ページは、対象地を撮影した写真です。 説明は以上です。 御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
池田友邦会長代理	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 1番は、所在地が興居島地区でありますので、山岡委員からお願いします。
山岡 欣 也 委 員	それでは、御説明いたします。 令和6年6月20日に、私と森一成委員、山岡勝利推進委員、事務局職員で現地調

	査を行いました。申請地は興居島地区で、申し出のあった土地は、門田町 704 番、門田町丙 194 番です。元々は、桃を栽培していた畑でしたが、現地は急斜面で日当たりが悪く、畑の作業道も農機具や自動車が入るように整備されておらず、平成 10 年頃から労働力不足になり荒廃化が進み、現在は雑木等が繁茂して山林と一体化している状態でした。そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。 御審議のほど、よろしくお願いします。
池田友邦会長代理	ありがとうございます。 2 番は、所在地が睦野地区でありますので、松村委員からお願いします。
松村博信委員	それでは、御説明いたします。 令和 6 年 7 月 19 日に、私と東中島地区の徳山年春推進委員、西中島地区の森政彦推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。申請地は睦野地区で、申し出のあった土地は、睦月甲 215 番です。申請者は申請地について、これまで耕作してきた自身名義の農地である「睦月甲 285 番 1」の中にあると認識していましたが、今回、それが近隣の別の場所にあると知りました。申請者は平成 10 年頃から父と共に農業に従事してきましたが、申請地の存在を聞かされていなかったため耕作しておらず、現在、父は亡くなっていることから、それ以前に父が申請地を耕作していたかどうかは不明であります。申請地は急斜面で園地内は農機具や自動車が入るように整備されておらず、少なくとも、平成 10 年以降、現在まで 25 年以上は耕作放棄されていることから、現在は雑木が繁茂して山林と一体化している状態でした。そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。 御審議のほど、よろしくお願いします。
池田友邦会長代理	事務局並びに地元委員の説明が終わりました。 本件について、全て「非農地」という判断で、御異議等ございませんか。

池田友邦会長代理	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 以上で、本日の提出案件 8 件は、全て終了いたしました。 次に、事務局から、連絡事項等あれば、お願いします。
越 智 徹 主 査	事務局から連絡をさせていただきます。 まず、地域計画のアンケートについてですが、現時点の回答状況は 2 割ほどとなっております。回答期限がまだ先ですが、アンケート未提出の方がいらっしゃった場合には、委員の皆様からも、提出するよう促していただければと思います。よろしくお願いします。 また、前回総会の際にお願いした愛媛県からの農業用施設の設置に係るアンケートについて、アンケートは座席に置いておいていただければ、後ほど、回収いたしますので、よろしくお願いします。 次に、令和 6 年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会について、御案内させていただきます。御手元に案内文書を配布しております。愛媛県農業会議より、令和 6 年 9 月 2 日月曜日 13 時 30 分から、道後のにぎたつ会館で研修会を行うとの事前連絡がありましたので、出席をお願いいたします。後日、出席者数の回答をしなければなりませんので、欠席される方は、16 日金曜日までに、事務局まで、御連絡いただければと思います。よろしくお願いします。 最後に、次回の総会の日程についてです。 通常総会となります第 252 回総会については、9 月 10 日火曜日午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですので、よろしくお願いします。 連絡事項は、以上です。
池田友邦会長代理	以上をもちまして、第 251 回総会を閉会します。

渡 部 純 三 局 長

御起立願います。礼。ありがとうございました。

午前 11 時 01 分閉会